

第7回
第8回

上越地域合併協議会の概要

第7回、第8回協議会では、「各種事務事業の取扱い(その5)」、「各種事務事業の取扱い(その6)」、「各種事務事業の取扱い(その7)」が決定されました。

また、2月5日から3月6日の間に、「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会」、「地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会」、「新市の施策及び事業に関する小委員会」、「新市の名称に関する小委員会」、「自治基本条例に関する小委員会」の5つの小委員会では、2回又は3回の会議を開催し、それぞれ調査、審議を重ねました。

そこで今回は、協議会の決定事項に加え、小委員会の審議状況等についてお知らせします。

第7回協議会での決定事項

○各種事務事業の取扱い（その5）

別冊「事務事業一覧（その5）」の7件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

第8回協議会での決定事項

○各種事務事業の取扱い（その6）

別冊「事務事業一覧（その6）」の2件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

○各種事務事業の取扱い（その7）

別冊「各種事務事業の取扱い（その7）」のとおりとする。

※「別冊」の内容は、4～7ページに掲載

小委員会の審議状況

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会

・【会議日程】 第3回 2月17日 第4回 3月6日

・【第3回、第4回の審議状況】

前回までに「特例を採用する」ことと、「採用する特例は定数特例とする」ことで意見が集約される中、第3回の会議では、「特例措置の期間」を3年3か月とするか、7年3か月とするかについて審議されました。第4回の会議では、上越市から「特例は1回（3年3か月）で整理した上で、特例後の経過措置として、合併後最初の一般選挙については、定数を法定数の上限の38人とし、ブロックによる選挙区を設ける方式も含め、幅を持たせて検討する」という考え方が提案され、これを基に審議が行われました。

この提案については、各市町村に持ち帰って再協議し、次回、再度審議を行うこととなりました。

地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱いに関する小委員会

- ・【会議日程】 第3回 2月5日 第4回 2月19日 第5回 3月6日
- ・【第3回、第4回、第5回の審議状況】

合併後、旧町村ごとに置く「地域協議会」の在り方などについて審議するこの小委員会では、これまでの議論を通じて確認された事項や各市町村の意見を踏まえながら、合併協定書に記載する文案を一つ一つ審議し、決定しました。ただし、地域協議会の委員の選出方法については、住民自治の観点から「選挙された者を市長が選任する」とした原案に対し、選挙に対する懸念が一部から出され、決定は次回に持ち越されました。また、地域自治組織(仮称)については、「合併後も含め」検討することが提案されていましたが、これまでの審議を踏まえ、「廃置分合の申請の議決後に」と修正することになりました。

新市の施策及び事業に関する小委員会

- ・【会議日程】 第3回 2月5日 第4回 2月19日
- ・【第3回、第4回の審議状況】

これまでの会議では、新市建設計画に登載する事業を、共通事業、地域事業、公営企業会計事業、県事業の4つの区分に分けて審議することとし、まず、共通事業の考え方について整理しました。第3回の会議では、この考え方に基づき、提案されている事業が共通事業として適切かどうか、各市町村で確認することになりました。第4回の会議では、検討を踏まえて各市町村から再提案された事業を基に、今後どのように事業の選定を行うかを議論しました。その結果、これらの議論や各市町村の意見を踏まえながら事務局で事業の原案を作成し、次回からは、それを基に審議を行うこととなりました。

新市の名称に関する小委員会

- ・【会議日程】 第3回 2月17日 第4回 3月6日
- ・【第3回、第4回の審議状況】

この小委員会では、上越市が最終的に市の名称を判断するということを踏まえた上で審議が進められています。第3回、第4回の会議では、これまでに確認された審議の方向性や方針を受け、市の名称はどうあるべきかとの観点から審議が行われました。

市名の議論を通じ、市町村合併についての認識を深めるとともに、新しいまちの一体感を生み出すような取組みが求められていることから、お互いの理解を深めることについての議論や、住民の意向を聞くことの重要性についての議論が行われました。

自治基本条例に関する小委員会

- ・【会議日程】 第3回 2月17日 第4回 3月4日 第5回 3月6日
- ・【第3回、第4回、第5回の審議状況】

自治基本条例の制定の目的、構成、制定の在り方について議論しているこの小委員会の第4回の会議では、「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」の制定に携わった関係者から説明を聴き、条例を制定する意義や住民参加の方法などについて認識を深めました。

これまでに引き続き3つのグループに分かれて議論した第5回の会議では、これを踏まえ、「自治基本条例は市民にとって分かりやすいことが重要」、「市民の権利と義務、行政の責務に加え、議会の責務を規定してはどうか」といった意見が出され、協議会に報告する内容がほぼまとまってきました。